

議案第十三号

港区立校外学園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立校外学園条例の一部を改正する条例

港区立校外学園条例（昭和三十九年港区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

港区立箱根ニコニコ高原学園条例

第一条中「港区立校外学園」を「港区立箱根ニコニコ高原学園」に改める。

第三条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第一項中「使用する」を「利用する」に改め、同条第二項中「使用の」を「利用の」に、「使用させる」を「利用させる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 区内に住所を有し、勤務し、又は在学する者で構成する団体
第三条の次に次の三条を加える。

(休園日)

第三条の二 前条第二項の規定に基づき、学園を利用する場合の学園の休園日は、一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園することができる。

(利用時間)

第三条の三 第三条第二項各号に規定する団体が学園を利用できる時間は、利用を開始する日の午後二時から利用を終了する日の午前十時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用日数)

第三条の四 第三条第二項各号に規定する団体が学園を利用できる日数は、同一団体につき、引き続き二泊三日を限度とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

第四条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「前条第二項」を「第三条第二項」に、「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第六条中「使用の」を「利用の」に、「使用団体」を「利用団体」に改める。

第九条の見出し中「使用権」を「利用権」に改め、同条中「使用団体は、使用」を「利用団

体は、「利用」に改める。

第十条の見出し中「使用承認」を「利用承認」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第一号中「使用目的又は使用条件」を「利用目的又は利用条件」に改め、同条第三号中「使用」を「利用」に改める。

第十一条第一項中「使用団体は、その使用」を「利用団体は、その利用」に改め、同条第二項中「使用」を「利用」に改める。

第十二条中「使用団体」を「利用団体」に改める。

第十三条中「教育委員会が別に」を「教育委員会規則で」に改め、同条を第十九条とし、第十二条の次に次の六条を加える。

（指定管理者による管理）

第十三条 教育委員会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、学園の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一 施設の利用に関する業務（利用の承認に係るものを除く。）

二 第三条各項に規定する利用の目的に関する活動を支援する業務であつて教育委員会が必要と認めるもの

三 施設、付属設備及び物品の保全（軽易な修繕及び整備を含む。以下同じ。）に関する業務

四 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

（指定管理者の指定）

第十四条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に学園の管理運営を行うことができる者と認める者を指定管理者に指定するものとする。

一 前条各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

二 安定的な経営基盤を有していること。

三 学園の効用を最大限に發揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

四 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。

五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める基準

3 教育委員会は、前項の規定による指定をするときは、効率的かつ効果的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

（指定することができない法人等）

第十五条 教育委員会は、区議会議員、区長、副区長並びに法第八十条の五第一項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人（以下「役員等」という。）となつてゐる法人その他の団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資してゐる法人その他の団体であつて、区議会議員以外の者が役員等となつてゐるものを除く。）を指定管理者に指定することができない。

（指定管理者の指定の取消し等）

第十六条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十四条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

- 一 管理運営の業務又は経理の状況に関する教育委員会の指示に従わないとき。
- 二 第十四条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- 三 第十八条第一項各号に掲げる管理運営の基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないときと認めるとき。

（指定管理者の公表）

第十七条 教育委員会は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消したとき、又は期間

を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理運営の基準等)

第十八条 指定管理者は、次に掲げる基準により、学園の管理運営に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
 - 二 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - 三 施設、付属設備及び物品の保全を適切に行うこと。
 - 四 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - 二 業務の実施に関する事項
 - 三 業務の実績報告に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、学園の管理運営に関し必要な事項

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の港

区立箱根ニコニコ高原学園条例第三条の二の規定の適用については、同条中「一月一日」とあるのは「水曜日並びに一月一日」とする。

(説明)

箱根ニコニコ高原学園に指定管理者制度を導入するとともに、開園日を拡大するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。